

小鹿野町DX推進計画

令和7年3月

改訂履歴

年月	内容
令和7年3月	策定

目 次

1	はじめに.....	5
2	本町を取り巻く情勢と DX の必要性.....	5
	(1) 本町の状況.....	5
	(2) 国及び県の動向.....	6
3	目的及び位置づけ.....	7
4	計画の対象期間.....	7
5	推進体制.....	7
6	目標及び施策分野.....	8
	(1) 職員のワークスタイルの変革.....	8
	ア) 現状と課題.....	8
	イ) 将来像.....	8
	(2) 便利で豊かなサービスの提供.....	8
	ア) 現状と課題.....	8
	イ) 将来像.....	9
	(3) 戦略的な情報活用.....	9
	ア) 現状と課題.....	9
	イ) 将来像.....	9
	(4) 情報システム基盤の確実な運用.....	9
	ア) 現状と課題.....	9
	イ) 将来像.....	10
7	分野別施策の工程表.....	11
	(1) 職員のワークスタイル改革.....	11
	ア) 業務のデジタル化の推進.....	11
	イ) BPR の推進.....	12
	ウ) 新たな働き方の実現.....	12
	(2) 便利で豊かなサービスの提供.....	13
	ア) デジタル技術を活用した住民向け情報発信の強化.....	13
	イ) 手続等の電子化の推進.....	14
	ウ) 先進技術の活用の検討.....	14
	エ) 学校施設における情報機器等の整備.....	14
	オ) デジタルデバイド対策.....	15
	(3) 戦略的な情報活用.....	16
	ア) デジタル技術を活用したシティプロモーションの推進.....	16
	イ) データ利活用の推進.....	16
	ウ) 役場内での情報利活用の推進.....	17
	(4) 情報基盤の確実な運用.....	17
	ア) デジタル人材の育成.....	17

イ) 基幹業務システムの標準化.....	18
ウ) 情報セキュリティの確保.....	18
エ) 情報システムの効率的な運用.....	19

1 はじめに

近年、ICT¹の発展は目覚ましいものがあります。スマートフォンやタブレット端末などの性能向上と一般社会への普及に伴い、インターネットを通じて誰もが迅速に情報を入手・発信することができるようになりました。また、IoT²の普及やビッグデータ³の活用など、産業界においてもデータ活用の取組が広がっています。

その中であって、新型コロナウイルス感染症の拡大は、テレワークやオンライン手続、電子決済などのデジタル技術を活用した生活の便利さを実感させるとともに、制度や組織のあり方等をデジタル技術を前提としたものに変革させる社会全体のデジタル・トランスフォーメーション（DX）⁴の必要性を浮き彫りにしました。

一方、行政においては、新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴う経済対策にかかる各種給付の支給やワクチン接種の遅れ、押印やアナログ規制⁵といったデジタル化の遅れが指摘されたところです。

コロナ禍において、マイナンバーカードの普及を通じた住民票等のコンビニ交付や一部手続における電子申請の実現、各種手続への押印廃止をはじめとした取組を推進してきましたが、デジタル技術や情報の利活用を通じた住民サービスの更なる向上や、業務効率化による人的資源の新たなサービスの創出への重点化が求められています。

2 本町を取り巻く情勢と DX の必要性

(1) 本町の状況

日本の人口は 2008 年をピークに減少傾向に転じ、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、2020 年代初めは毎年 50 万人程度であった人口減少のスピードが、2040 年代頃になると毎年 90 万人程度にまで加速するとされています。一方で老年人口については上昇を続け、2042 年に約 4,000 万人でピークを迎えますが、高齢化率は上昇を続け、2060 年には 38%を超える水準まで高まると推計されています。

本町においても少子高齢化が進展するとともに、1995 年頃から人口の減少が加速化し、2020 年には 60 年前の 18,723 人と比較して半数程度の 10,928 人となっています。また、高齢化率についても 1985 年頃から増加が加速化し、2020 年には 39.0%まで上昇し、60 年前と比較して 30 ポイント以上増加しています。

人口減少や高齢化は、産業の担い手の不足や地域の賑わいの低下といった町全体の活力低下をも引き起こし、行政が対応すべき課題が複雑化している状況です。町の財政の観点からも、人口や事業者の減少に伴う税収の減少と高齢化に伴う社会保障費の増大により、今後も増々厳しい状況になることが予測されます。

¹Information and Communication Technology：情報通信技術のこと

²Internet of Things：車や施設などの様々なモノがインターネットに接続し、情報のやりとりを行うこと

³ウェブデータなど、人には把握が困難な多様で大容量なデータ群のこと

⁴デジタル技術を活用し、社会や生活のあり方そのものを変革させること

⁵申請・届出等において、窓口等での対面でのやりとりや紙での申請所等の提出が手続の前提となっていること

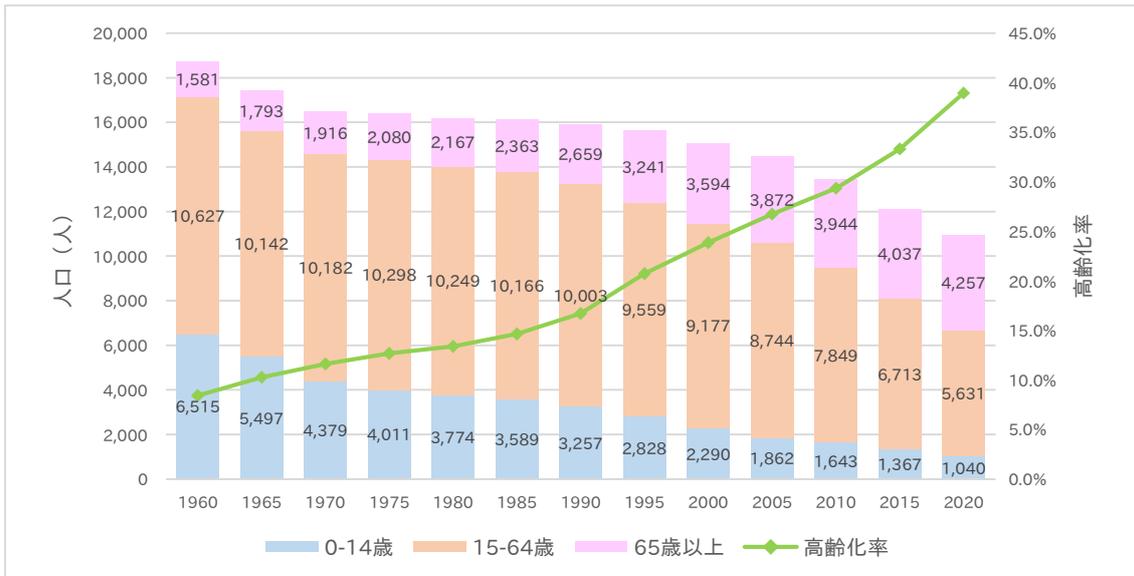


図 1 本町の人口の状況（国勢調査より）

このような前例のない社会構造の変化に対応するためには、行政は創意工夫をもって施策を実行していかなければなりません。本町では、令和6年3月に、第2次小鹿野町総合振興計画（後期基本計画）（以下、「総合振興計画」という。）の中で「『稼ぐ視点（ひと・モノ・金・情報）に基づいた』まちづくり」、「『若者、女性に選ばれる』まちづくり」という2つの視点を重点戦略として位置づけました。

限られた予算の中でこれらの施策を確実に実行していくためには、デジタル技術や情報の積極的な活用による業務効率化や業務自体の最適化、データを活用した客観的な根拠に基づく施策立案を通じて、効率的かつ住民ニーズを捉えた行政サービスを提供していく必要があります。

また、役場機能の維持にあたっては、人口減少社会の中では職員の確保が課題となります。町の発展に情熱を持つ意欲ある職員の確保・育成や、役場の組織規模の縮減の中での効率的な行政運営に向け、役場の内部での業務のあり方について継続して見直さなければなりません。

(2) 国及び県の動向

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、社会のデジタル化に向け、令和2年12月に国において「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が決定され、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」というデジタル社会のビジョンが示されました。また、自治体のDXに向けた取組の後押しのため、自治体が重点的に取り組むべき事項やその手順を示した「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」が策定されました。

さらに、令和3年9月1日には「デジタル社会形成基本法」が施行され、地方公共団体の責務が定められることとなり、令和3年12月には「デジタル社会の形成に向けた重点計画」が策定され、デジタル社会の実現に向けた取組の全体像について明らかにされました。

埼玉県においても、県として目指すデジタル社会の実現に向け、令和3年3月に「埼玉県

デジタルトランスフォーメーション推進計画」において基本方針を策定した上で、「DX ビジョン・ロードマップ」により分野ごとの具体的な施策及びその実施に向けたロードマップが示されています。

3 目的及び位置づけ

本計画は、総合振興計画を上位計画として、同計画に定めた将来像「文化の香り高く将来に躍動するまち」を実現することを目的とし、デジタル技術の活用及び戦略的な情報施策の観点で目指す姿及び推進する施策の基本方針を定めるものとします。

さらに、基本方針の実現のために実施する各施策にかかる工程表の策定を通じ、各施策の円滑な実施を図ります。

なお、本計画は国のデジタル手続法、自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画を踏まえるとともに、官民データ活用基本法（平成 28 年法律第 103 号）第 9 条第 3 項に定める市町村官民データ活用推進計画として位置付け、施策の実施にあたっては国及び県における計画を勘案するものとします。

4 計画の対象期間

本計画の対象期間は総合振興計画と同様、令和 6 年度から令和 10 年度までとします。

ただし、個別の施策については、各施策の迅速な実施及び効果発現を図るため、進捗状況や取組の成果を随時確認した上で、随時改訂を行います。

5 推進体制

本計画の推進にあたっては、組織の文化・風土そのものを変革しながら、目指す将来像を意識して各施策を実行する必要があります。また、自治体 DX を推進することは、町役場のあり方そのものを変革させていくことを意味します。

そのため、町長のリーダーシップの下、すべての課に DX 推進委員を配置し、役場全体の連携を基盤として計画を推進していきます。

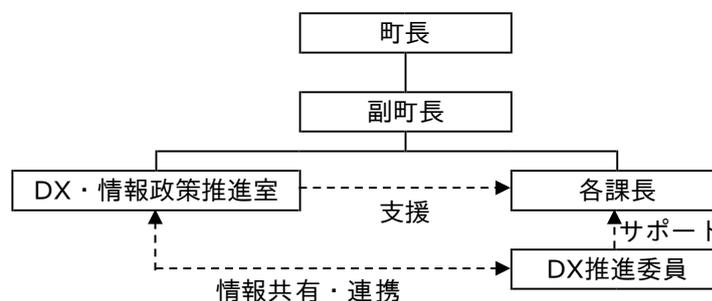


図 2 計画の推進体制

また、計画の実施にあたっては、取組の進捗状況を確認した上で、PDCA サイクルを回します。

6 目標及び施策分野

本計画は、DX 及び情報政策を手段として、総合振興計画に掲げた基本目標を実現することを目標とします。

【総合振興計画における基本目標】

- 基本目標 1 人口減少にまけない小さくても輝き続けるまち
- 基本目標 2 本町の自然や特性を活かした地域経済の創生
- 基本目標 3 輝く未来へ おがの人づくり
- 基本目標 4 すべての世代に配慮された社会保障の充実
- 基本目標 5 快適で安心して暮らせる環境の整備

また、個別の施策の実施にあたっては、以下の観点により施策を推進します。

- ・職員のワークスタイルの変革
- ・便利で豊かなサービスの提供
- ・戦略的な情報活用
- ・情報基盤の確実な運用

(1) 職員のワークスタイルの変革

ア) 現状と課題

役場では、電算システムによる事務処理を基本としていますが、各種補助金等の申請手続のほか、会議や決裁、回覧などの内部事務において未だ紙による事務処理が多く残っています。紙を前提とした内部の事務処理体制は、事務処理そのものの効率性の向上を阻む要素となるほか、デジタル技術を活用した住民サービスの提供にあたっての阻害要因となります。

また、人口減少をはじめとする複雑な課題への対応にあたっては、職員は町の状況や既存の施策の分析、課題の発見そして課題に対する新たな施策の立案といった業務に注力していく必要があります。そのための職員の時間を既存の事務の効率化により捻出していかなければなりません。

イ) 将来像

職員がデジタル技術の積極的な活用を通じて、企画立案や対人調整などの人の手にしかできない業務に注力することを目標とします。

また、その過程で各職員がそれぞれの立場で自主的な改善活動を継続することを通じて、顕在化する様々な社会課題に対して過去にとらわれずに対応することができる役場となることを目指します。

(2) 便利で豊かなサービスの提供

ア) 現状と課題

行政サービスの分野では、マイナンバーカードを活用した証明書のコンビニ交付や電子決

済をはじめ、デジタル技術を活用した便利なサービスの提供が始まっています。

本町でも各種証明書のコンビニ交付を行っているほか、一部の申請ではオンラインでの申請を導入していますが、手続におけるアナログ規制が残っている状況です。住民の利便性の向上のためには、これらの申請や手続についてもオンライン化を検討する必要があるほか、デジタル技術の活用により可能となる電子決済などの更なる行政サービスの充実も図る必要があります。

イ) 将来像

住民・事業者にデジタル技術を活用したサービスを多様な手段で提供することを通じて、デジタル技術の社会全体での活用を通じ、人口減少の中でも持続可能な町を目指します。

(3) 戦略的な情報活用

ア) 現状と課題

総合振興計画の実現にあたっては、町外からの移住による人口の社会増や観光消費、産業の呼び込みが必要です。これまでも、移住や観光をはじめとした各分野の施策について、町や町観光協会などの関連団体がそれぞれ情報発信をしてきましたが、連携の下での戦略的な情報発信はできていない状況です。関連団体も含めた連携の下、情報の宛先を意識した戦略的な情報発信が求められます。

また、町内に対しても、町が実施する各種事業などについては広報誌等で周知してきましたが、十分に情報が行き届いていない状況です。町内に向けても、よりわかりやすい情報発信体制を整備する必要があります。

さらに、複雑化する社会課題への対応のためには、客観的なデータをもとにした課題分析や効果測定を通じた施策の推進が必要です。役場の各課所が共有可能な情報を共有し、施策立案・評価におけるデータに基づき客観的な判断を推進しなければなりません。

イ) 将来像

町の内外を問わず、情報の宛先に対して的確に情報を届けることを通じて、町外からの人口や資源の流入を実現するとともに、町内でも町役場と住民・事業者の密接なつながりの下に情報共有を促進することを目指します。

あわせて、役場の施策立案・評価においても、積極的に情報を活用しながら、客観的な立場で社会課題に対応することのできる役場を目指します。

(4) 情報システム基盤の確実な運用

ア) 現状と課題

(1)～(3)の取組の実施には、情報システム基盤の確実な運用が必要不可欠です。従前より実施しているネットワークの3層の対策⁶をはじめとしたセキュリティ対策を基礎とし

⁶個人情報の保護のため、自治体の情報端末が接続するネットワークを、「個人番号利用事務系」、「LGWAN 接続系」及び「インターネット接続系」の3つのネットワークに分離すること。

て、令和7年に予定される基幹系システムの標準化への対応等、国の動向にも注視しながら自治体に求められる情報システム基盤の構築・運用を行う必要があります。

また、コロナ禍で導入した職員間チャット等のツールや既存の業務システム群について、今後の職員の働き方を見据えながら、それらのあり方を検討しつつ利活用の拡大を図る必要があります。

イ) 将来像

行政サービスの充実や職員の柔軟な働き方を支えるため、情報システム基盤の確実な運用を行います。また、既存のツールやシステムについても、そのあり方や活用方法の不断の見直しを通じて費用対効果の最大化を図ります。

7 分野別施策の工程表

(1) 職員のワークスタイル改革

分類	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
業務のデジタル化		文書事務の電子化			
		財務事務の電子化			
		個別事務の電子化・システム整備			
		RPA、AI-OCR等の試行	効果検証及び活用推進		
BPRの推進	業務課題の掌握		外部人材も活用したBPRの推進		
		RPA、AI-OCR等の試行(再掲)	効果検証及び活用推進(再掲)		
		電子申請・電子収納の推進			
新たな働き方の実現		ペーパーレスの推進に向けた環境整備			
		会議等におけるペーパーレスの推進			
		テレワークの検討	環境構築・試行	テレワークの実施・制度化	

施策の推進に向けた行程

ア) 業務のデジタル化の推進

職員のワークスタイルの改革の実現には、業務のデジタル化による事務処理の効率化とともに、デジタル化により可能となる事務フローの再構築が必要です。

そのため、まずは紙で行っている内部事務について、事務処理のデジタル化を通じ、業務プロセスの見直しに向けた基盤を整備します。特に、全職員が関係する文書事務及び財務事務について、業務プロセスの見直しも含めた重点的なデジタル化を行うほか、その他の業務の電子化による業務効率化を図ります。

また、職員の手を定型的な業務から開放するためには、既存の事務フローの中でも RPA や AI-OCR といった新たなツールの活用が効果的です。

【主な取組】

- ・ 文書事務、財務会計をはじめとした事務の電子化及び効率化
- ・ 町営住宅の管理や空き家相談をはじめとした個別業務についての業務システムの整備
- ・ RPA 及び AI-OCR 等の新たなツールのモデル業務における試行と、効果検証を踏まえた導入業務の拡大

【KPI】

項目	R5 ⁷	R6	R7	R8	R9	R10
RPA、AI-OCR 導入業務数 (累計、件)	0	0	6	8	10	12
紙への印刷枚数(万枚)	204	204	184	163	143	143

⁷令和5年度は実績値を記載している。以下同じ。

イ) BPR の推進

職員のワークスタイル改革の推進には、BPR⁸の実施が必要です。BPR の実施にあたっては、現状の業務プロセスにおける課題の把握が必要なことから、DX 推進委員も活用し業務における課題の把握を行った上で、BPR の実践につなげます。

一方で、業務のあり方そのものの再構築については、その実施手法も含め役場内部にノウハウが不足しています。そこで、埼玉縣市町村DX推進ネットワークにおける取組や国のアドバイザー派遣制度等を利用した、外部の専門人材の有効な活用についても検討を行います。

【主な取組】

- ・ 手続のアナログ規制の見直しの推進
- ・ 職員の業務上の課題意識の把握・改善の実施
- ・ 業務プロセス全体を含めた BPR の実践に向けた検討
- ・ 県や国の事業、制度等を通じた外部専門人材の活用に向けた検討

【KPI】

項目	R5	R6	R7	R8	R9	R10
申請等においてアナログ規制を設けないものの割合 (%) ※法令により対面等での手続が必要なものを除く	10	10	15	20	25	30
BPR の実践により見直しを行った業務数 (累計、件)	0	1	3	6	9	12

ウ) 新たな働き方の実現

業務のデジタル化を進めるにあたり、会議・打合せのペーパーレス化をはじめとした柔軟な働き方の実現のために必要な職場環境の整備を行います。

また、業務のデジタル化の実施後、介護・子育て等を行う職員が自宅等からテレワークできる環境や制度を検討し、職員の柔軟な働き方を支援します。

【主な取組】

- ・ 役場の業務ネットワークの無線化及び職員端末のノート PC 化
- ・ 職員のテレワーク実施に向けた環境整備

⁸Business Process Re-engineering : 業務本来の目的に従い、既存の組織や制度を抜本的に見直し、業務プロセスの観点で、業務フロー、情報システム等を構築し直すこと。

【KPI】

項目	R5	R6	R7	R8	R9	R10
育児・介護等による希望者のうち テレワークを行う職員の割合 (%)	0	0	0	0	100	100

(2) 便利で豊かなサービスの提供

分類	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
住民向け情報 発信の強化	町公式LINEの機能拡充	効果検証、運用改善	自治体スーパーアプリ等の検討		
手続等の 電子化推進	対面規制の点検 電子申請ポータル整備	手続等の電子化の推進 電子収納の実現に向けた検討	電子上でのワンストップ手続の推進		
マイナンバーカードの取得・利用促進					
学校施設にお ける対応		廃校の設備も活用した環境整備 第2期GIGAスクール構想の着実な実現			
デジタル デバイド対策	国の「デジタル活用支援推進事業」を活用したスマホ教室を実施する事業者の支援 地域で情報技術の活用支援活動を行う団体の支援				

施策の推進に向けた行程

ア) デジタル技術を活用した住民向け情報発信の強化

住民の便利な暮らしの実現には、行政の提供する様々なサービス等の情報について効果的に発信する必要があります。

住民にも身近なLINEを活用し、町からの情報発信を強化するほか、拡充する電子申請等についてもわかりやすいユーザー・インターフェースを用意し利便性の向上を図ります。

住民向けの情報発信については、他団体では「自治体スーパーアプリ」⁹の活用事例があることから、LINEの活用による成果を随時検証し、より利用しやすいアプリケーション等を検討します。

【主な取組】

- ・町公式LINEの機能拡充による情報への到達容易性の向上
- ・町公式LINEの利用実態を踏まえた効果検証と新たなツールの検討

【KPI】

項目	R5	R6	R7	R8	R9	R10
公式LINEのともだち登録数(人)	1,542	1,696	1,850	2,000	2,150	2,300

⁹自治体のあらゆるサービスを1つのスマートフォンアプリで住民に提供するためのプラットフォームのこと。

イ) 手続等の電子化の推進

行政手続については、マイナンバーカードを用いたマイナポータルによる申請受付や各種証明書のコンビニ交付、書かない窓口等を実施していますが、その他の申請手続等についても、電子申請を拡充します。

また、国で検討している地方公共団体の公金納付のデジタル化にあわせ、使用料等の公金収納をデジタル化できるよう検討し、住民がいつでも、どこでも申請や納付が可能な環境の構築を目指します。

【主な取組】

- ・手続のアナログ規制の見直しの推進（再掲）
- ・公金収納の電子化への対応に向けた検討
- ・マイナンバーカードの利活用の促進

【KPI】

項目	R5	R6	R7	R8	R9	R10
申請等においてアナログ規制を設けないものの割合（％） ※法令により対面等で手続が必要なものを除く	10	10	15	20	25	30
証明書類発行におけるコンビニ交付利用率（％）	14.3	14.3	16.7	19.1	21.5	23.9

ウ) 先進技術の活用への検討

住民、地域の更なるサービス向上や、効率的で持続可能な地域運営のためには、ドローンをはじめとした先進技術の活用について検討します。

国の「デジタルライフライン全国整備総合計画」で秩父地域がドローン航路整備の先行地域と位置づけられたことを受け、秩父市が設立した「秩父市ドローン社会実装コンソーシアム」への参加を通じ、先進技術の社会への実装について研究します。また、これにあわせ、秩父市が主導する「秩父市先端技術まちづくり実現コンソーシアム設立準備会」にも参加し、広域的な社会課題の解決に向けた事業者や他自治体との連携を行います。

【主な取組】

- ・「秩父市ドローン社会実装コンソーシアム」への参加
- ・「秩父市先端技術まちづくり実現コンソーシアム」への参加

エ) 学校施設における情報機器等の整備

小中学校においては、国の推進するGIGAスクール構想において1人1台端末が整備されるとともに、デジタル教科書をはじめ、各授業等においても情報端末の活用が推進されてきています。

本町では、少子化に対応し令和7年4月に小学校統合を行うほか、一人一台端末を活用した協働学習や個別最適な学びの推進などの教育環境の変遷の中においても、安定した教育活動が継続できるよう、校内ネットワークをはじめとした情報利活用のための環境を整備します。

【主な取組】

- ・ 廃校に設置された設備も活用した校内環境の整備
- ・ 第2期GIGAスクール構想に対応した情報端末の整備及びネットワーク評価の実施

【KPI】

項目	R5	R6	R7	R8	R9	R10
ネットワークに課題のある学校数（校）	2	1	1	0	0	0

オ) デジタルデバйд対策

デジタルを活用した住民サービスの提供は、サービスを受ける住民等がそれを利用できなければ、電子化の恩恵は得られません。そこで、国の「デジタル活用支援推進事業」も活用し、地域の民間企業等と連携したデジタルデバйд¹⁰対策を推進します。

また、地域におけるIT活用を推進するため、企業等との包括連携協定も活用し情報技術の活用支援活動を行う地域団体を支援します。

【主な取組】

- ・ 地域で情報技術の活用支援活動を行う団体の活動支援
- ・ 国の「デジタル活用支援推進事業」の活用推進
- ・ デジタル技術を活用した新たな働き方の実現に向けた支援

【KPI】

項目	R6	R7	R8	R9	R10
スマホ教室等への参加者数（人、延べ）	27	160	240	330	330

¹⁰インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差をいう。

(3) 戦略的な情報活用

分類	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
シティプロモーションの強化		新たなポータルサイトの構築 町内魅力情報の整理・蓄積 効果検証、運用改善			
データ利活用の推進	公開型GISの整備	掲載データセットの拡充 県オープンデータポータルサイトを活用したオープンデータの推進			
役場内部の情報利活用		庁内情報共有基盤の整備 プロジェクト管理ツールの試用			庁内のナレッジ共有の推進

施策の推進に向けた行程

ア) デジタル技術を活用したシティプロモーションの推進

これまでも町 HP や SNS を通じた町外向けの情報発信施策は実施してきましたが、進展する情報社会の中、都心部に対してそれらを効果的に伝達できていませんでした。

そこで、SNS 等のデジタル技術も活用し、町の魅力を都心部の若い世代を中心に発信するためのシティプロモーションサイトを構築し、町の認知向上を通じた観光、来訪、移住の促進につなげます。

【主な取組】

- ・都心部の若い世代に向けたシティプロモーションサイトの構築・運用

イ) データ利活用の推進

多様化する社会課題への対応に当たっては、データの適切な利活用を通じた現状の把握に基づいた施策提案が必要です。また、行政が保有するデータの公開を通じ、地域や社会全体でのデータ利用の推進することで、社会全体の DX にもつながります。

埼玉県のスーパードータプロジェクトを活用した民間企業との連携によるデータ収集による効果的な施策立案に向けたデータ分析のほか、公開型 GIS や「埼玉県オープンデータポータルサイト」も活用し、社会全体のデータ利活用を推進します。

【主な取組】

- ・公開型 GIS の整備と積極的な活用
- ・埼玉県オープンデータポータルサイトを活用したオープンデータの推進

【KPI】

項目	R5	R6	R7	R8	R9	R10
編集可能なデータ形式で提供するデータセット数（件）	4	4	9	14	19	24

ウ) 役場内での情報利活用の推進

複雑化する社会課題への対応の中では、複数の課所が互いの知恵を出し合い、共同して事業を実施するほか、施策の立案にあたり、関係課所の施策との重複の調整等を行う場面が考えられます。

このほか、人事異動等における引き継ぎの効率化や、業務の属人化の防止のため、各業務の基礎的な情報を共有する仕組みを構築します。

【主な取組】

- ・ 役場内のナレッジの収集と共有に向けた仕組みの構築
- ・ 個々の職員の仕事の見える化のための仕組みの構築

【KPI】

項目	R5	R6	R7	R8	R9	R10
プロジェクト管理ツールの利用 職員数（人）	-	-	20	50	50	50

(4) 情報基盤の確実な運用

分類	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
デジタル人材の育成		ICT・DX関連研修メニューの作成 研修受講の奨励 専門人材の育成に向けた有償研修の利用検討			
業務システムの標準化・共通化	標準準拠システムの構築	システム移行	標準準拠システム運用		
情報セキュリティの確保	ネットワークの3層の対策の強化 セキュリティポリシー等の集中的見直し		第6次LGWANに合わせたネットワーク構成の検討		
			時代や技術に合わせた継続的な見直し		

施策の推進に向けた行程

ア) デジタル人材の育成

DXの推進においては、情報システム担当課職員の知識・能力の向上だけでなく、他の職員についても、情報リテラシーの向上を図る必要があります。

そのため、職員が国や県で行う研修事業への参加を主体的に受講できるよう、職位ごとに受講を推奨する研修メニューの策定等を通じ、外部研修を受講しやすい環境作りを行います。また、既存のツールや新たなツールの積極的な活用を図るため、職員を講師とした庁内の勉強会等の積極的な実施を検討します。

【主な取組】

- ・ 推奨研修メニューの策定をはじめとしたDX関係の職員研修の体系化
- ・ 各種ツール等をはじめとした庁内勉強会の実施

【KPI】

項目	R5	R6	R7	R8	R9	R10
推奨研修メニューを受講した職員数（人、累計）	0	0	5	10	15	20

イ) 基幹業務システムの標準化

国では、住民記録等の基幹業務システムについて、令和7年度中にシステムの標準化を実施した上で、ガバメントクラウドに搭載するよう計画しています。本町においても、当該計画を確実に実行するとともに、国の動向を注視しながら、更なる情報システムの標準化・共通化への対応を検討します。

【主な取組】

- ・基幹系業務システムの令和7年度中の標準化及びガバメントクラウドへの搭載

【KPI】

項目	R5	R6	R7	R8	R9	R10
標準準拠システムへの移行割合（%）	-	-	100	100	100	100

ウ) 情報セキュリティの確保

情報セキュリティについては、国の推奨する「ネットワークの3層の対策」¹¹を実施するとともに、その中での、効率的な情報端末の運用を検討します。

また、SNSやクラウドサービスなど、技術進歩の中での情報セキュリティポリシーのあり方について、随時検証し、内容の見直しを行います。

【主な取組】

- ・ネットワークの3層の対策の継続
- ・役場の情報システムの利用実態を踏まえた情報セキュリティポリシーの検証と内容の見直し

【KPI】

項目	R5	R6	R7	R8	R9	R10
情報セキュリティインシデント発生数（件）	1	0	0	0	0	0

¹¹自治体の情報システム・情報資産の保護のため、使用するネットワークをマイナンバー利用事務系、LGWAN接続系、インターネット接続系の3つに分離し運用すること。

エ) 情報システムの効率的な運用

技術革新のスピードに適切に対応していくため、既存の情報システムの更新にあたっては、システム更新時の費用対効果の分析のほか、技術動向を把握した上で、実装する機能を検討します。

【主な取組】

- ・事例検討を踏まえた庁舎間ネットワークの再構築
- ・情報システムの更新にあたっての費用対効果の分析
- ・技術動向の継続的な把握

【KPI】

項目	R5	R6	R7	R8	R9	R10
情報システムの稼働率 (%)	100	100	100	100	100	100